民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業（一部　総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和９年度要求額　6,300百万円（2,807百万円）】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

2. 事業内容

自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、設備導入及びモデル構築の取組等を支援する以下の事業を実施する。

（1）ストレージパリティ※の達成に向けた蓄電池等の価格低減促進事業

※太陽光発電の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

（2）設置場所の特性に応じた再エネ導入促進事業

（3）再エネ熱利用等による脱炭素化促進事業

（4）離島の脱炭素化推進事業

（5）バリューチェーン連携型再エネ導入モデル創出事業

（6）浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業　※継続事業のみ

（7）新手法による電力融通モデル創出事業　※継続事業のみ

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）

■委託先及び補助対象：民間事業者・団体等

■実施期間：メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

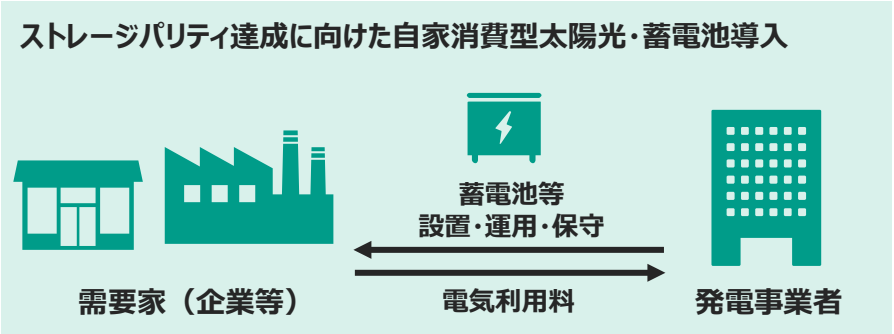

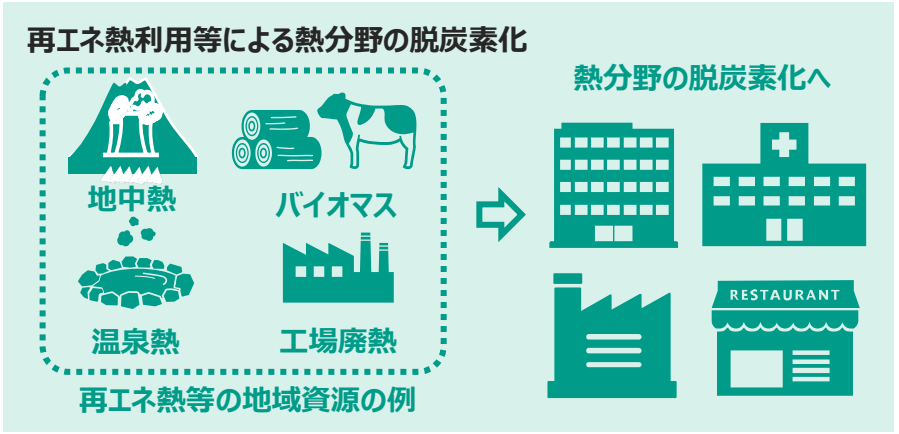

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、（1）ストレージパリティの達成に向けた蓄電池等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）

環境省

自家消費型の太陽光発電における蓄電池等の導入支援により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

オンサイトPPA等により自家消費型の太陽光発電を導入する際に、蓄電池をあわせて導入することで、蓄電池等の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ※の達成を目指す。

※太陽光発電の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

2. 事業内容

① ストレージパリティの達成に向けた蓄電池等の価格低減促進事業（補助）

オンサイトPPA等により業務用施設・産業用施設等へ自家消費型の太陽光発電を導入する際に、蓄電池（車載型蓄電池を含む）、太陽光発電（工事費等）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）。

② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業（委託）

太陽光発電・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態：①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
②委託事業

■委託先及び補助対象：民間事業者・団体等

■実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入

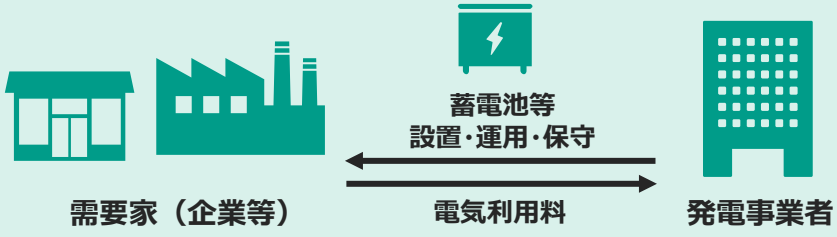

蓄電池・太陽光発電の補助概要

	定置用蓄電池	太陽光発電
PPA リース	補助対象経費の1/3	4万円/kW
購入		3万円/kW

＊蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電であること

＊EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、（2）設置場所の特性に応じた再エネ導入促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）

環境省

地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電の支援を通じて、再エネ導入拡大を図る。

2. 事業内容

① 営農地・水面等への太陽光発電の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件※を満たす場合に、太陽光発電（パワコン等）の導入支援を行う。

※ コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

② 駐車場等への太陽光発電の導入促進事業（補助額7万円/kW、補助率1/2）

駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電（ソーラーカーポート、ソーラーロード等の工事費、パワコン等）及び充電設備について導入支援を行う。

③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入促進事業（補助率3/5、1/2）

窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電（工事費、パワコン等）の導入支援を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態：①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）

■ 補助対象 ：民間事業者・団体等

■ 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

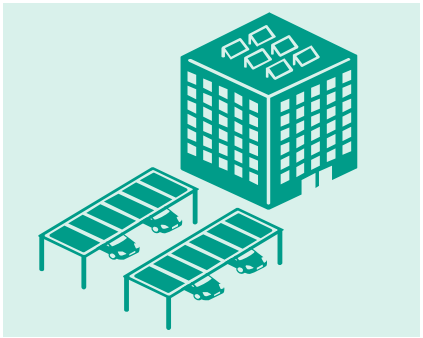

駐車場太陽光（ソーラーカーポート）

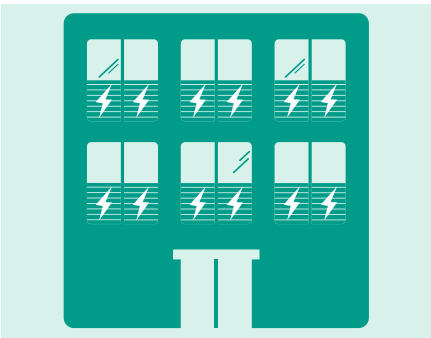

建材一体型太陽光

営農型太陽光（ソーラーシェアリング）

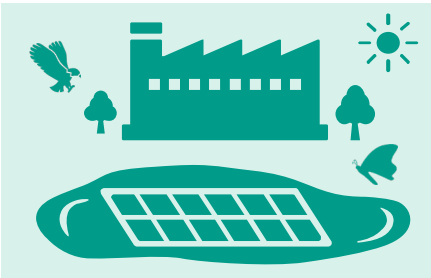

水面型太陽光

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、（3）再エネ熱利用等による脱炭素化促進事業

環境省

熱分野の脱炭素化に向けて、自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

熱分野の脱炭素化に向けて、地域との共生を前提とした上で、再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

①再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/3、1/2）

地域の特性に応じた（a）再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）、（b）工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件（※）を満たす場合に設備導入支援等を行う。

※ コスト要件

（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

②地域における熱分野の脱炭素化先行モデル創出事業（補助率3/4、2/3）

熱分野でのCO2ゼロに向けた複数施設におけるCO2の削減や、地域で熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

③熱分野の脱炭素化モデル構築等に係る検討委託業務（委託）

熱分野の脱炭素化モデル構築等に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態：①②間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/3、1/2、2/3）
③委託事業

■委託先及び補助対象：地方公共団体※・民間事業者・団体等　※温泉熱のみ

■実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

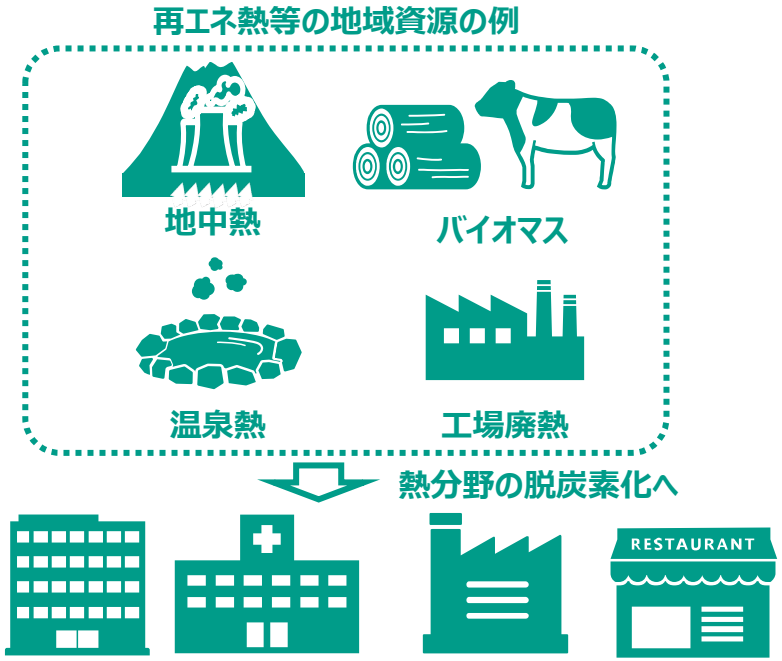

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

（4）離島の脱炭素化推進事業

環境省

離島での再エネ設備等の群単位での実装により、離島の脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

離島は、電力供給量に占める再エネの割合が低い。電力供給量に占める再エネの割合を高めるためには、調整力も同時に強化していく必要があるが、そのためには、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。離島での再エネ率を向上させるため、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御する技術の実装を支援することで、離島の脱炭素化を促進する。

2. 事業内容

本事業では、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高めCO2削減を図る以下の取組に対して設備等導入の支援を行う。

○再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の活用推進に向けた取組

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業（2/3）

■補助対象 ：民間事業者・団体等

■実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

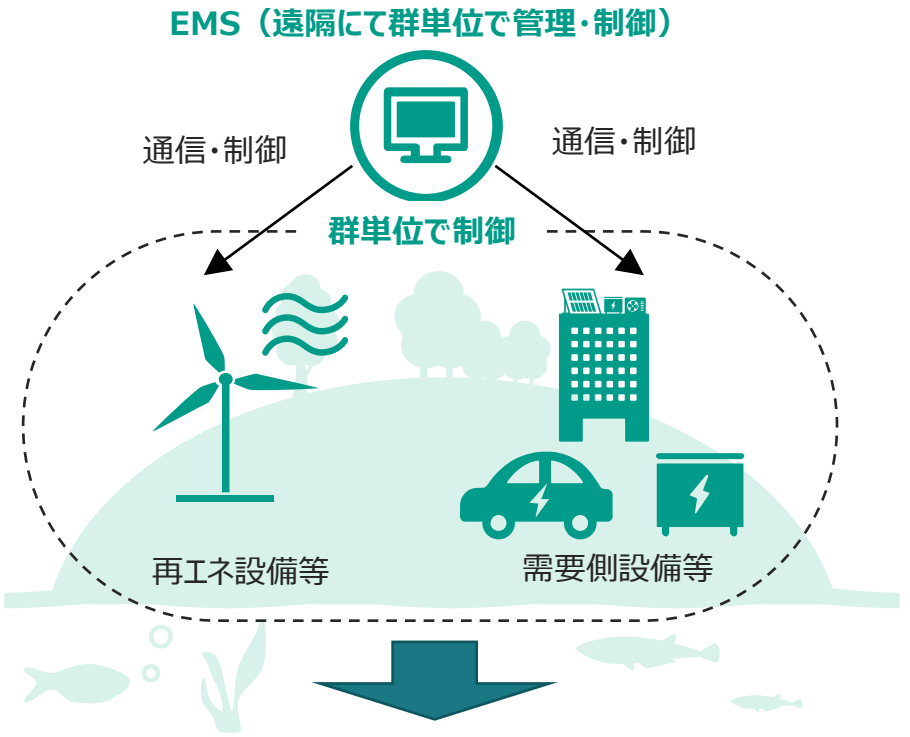

離島全体での調整力の強化による、再エネ自給率の向上、脱炭素化

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

（5）バリューチェーン連携型再エネ導入モデル創出事業

環境省

バリューチェーンの脱炭素化を進めるため、バリューチェーン連携により再エネを確保する導入モデルの創出を支援します。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロ実現に向け、自らの企業活動のみならず、バリューチェーン全体を脱炭素化する流れが広がっている。脱炭素化を進めるに当たっては、再生可能エネルギーの活用が不可欠となるが、小規模分散型で導入でき、建設リードタイムが短い太陽光発電は、特に重要な手段となる。再エネの確保に当たっては、企業の与信や余剰電力の有効利用等の課題がある中、バリューチェーン上の企業で連携することで課題を解消し、再エネを最大限導入することで、バリューチェーンの脱炭素化につながる新たな再エネ導入モデルを創出する。

2. 事業内容

企業が太陽光発電を導入する手段の１つとして、PPAモデルが使われるようになってきているが、長期与信が必要となることや、余剰電力を有効活用できないことで自家消費を前提とせざるを得ず、その場合設置できる設備容量が小さく経済性が悪化するなど、中小企業をはじめ、広く有効に活用できるモデルとはなっていない。

このため、バリューチェーンの代表企業が、そのバリューチェーン上の企業をとりまとめ、PPAモデルにより太陽光発電を導入するとともに、各企業で発生する余剰電力を需給管理し、代表企業等が活用する導入モデルの構築に対して支援を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業（1/2）
- ■補助対象 ：民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和9年度～令和11年度

4. 事業イメージ

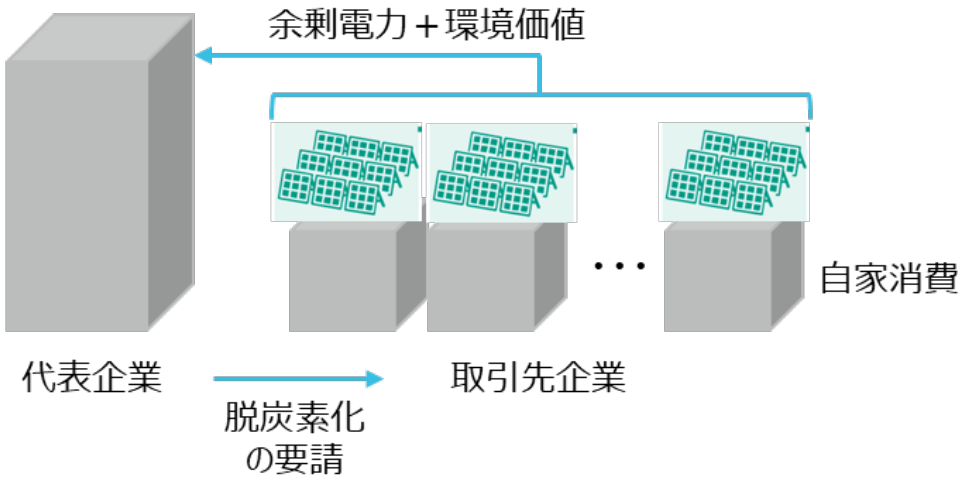

単独では導入が難しい企業への太陽光発電の導入を
実現し、バリューチェーン全体の脱炭素化へ貢献

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

（6）浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

環境省

浮体式洋上風力を用いたエネルギー地産地消のビジネスモデルを構築して、その普及を目指します。

1. 事業目的

離島をはじめとした浮体式洋上風力によりエネルギーの地産地消を目指す地域において、その導入に向けた計画策定支援や社会的な受容性を高めるために必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成と社会実装を促進することにより、地産地消型の浮体式洋上風力発電の普及を目指す。

2. 事業内容

① エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定支援事業（補助率1/2）

エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び導入計画の策定に対する支援を行う。導入計画の策定にあたっては、供給側及び需要側のエネルギー活用方法等を含む実現可能な地域ビジネスのあり方を検討する。

※継続事業のみ

4. 事業イメージ

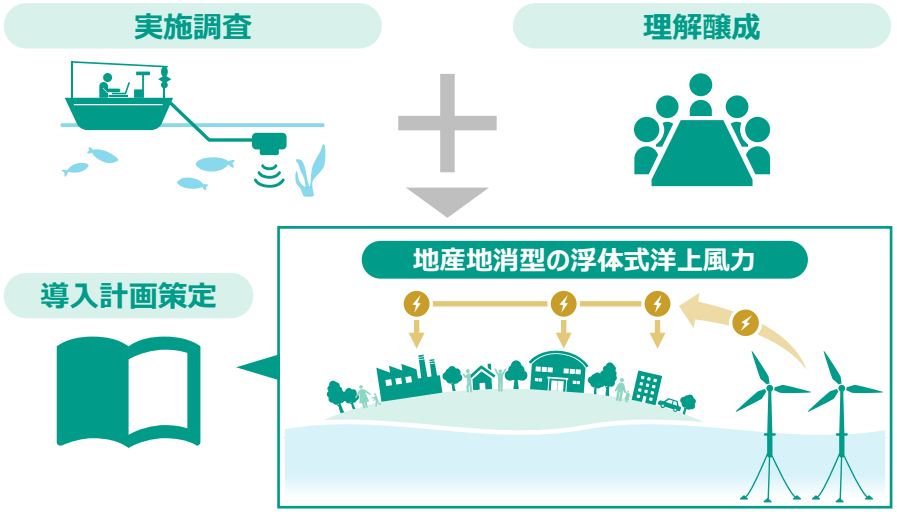

3. 事業スキーム

■事業形態：①補助事業（1/2）

■補助対象 ：地方公共団体・民間事業者・団体等

■実施期間：令和8年度～令和10年度

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

（7）新手法による電力融通モデル創出事業

環境省

TPO（第三者保有）モデルによる建物間・地域内での電力融通モデルの創出を支援します。

1. 事業目的

TPO（Third Party Ownership/第三者保有）モデルとは、需要家以外の第三者が設備を保有することをいい、このモデルを活用した複数の建物間・地域内での電力融通モデルが構築されることで、需要家は初期費用ゼロで設備を導入することが可能となる他、包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで電力の有効活用が推進され、総合的な脱炭素化の加速化が期待できる。TPO（第三者保有）モデルを活用した電力融通モデルの創出・普及促進を支援することで、建物間・地域内での脱炭素化を図る。

2. 事業内容

本事業では、TPOモデルを活用した以下の取組に対して支援を行う。

①**計画策定**　：省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、建物間電力融通に係る計画策定

②**設備等導入**：複数の建物間で電力融通を行い、再エネ発電設備や自営線、EMS等の導入により、平時での省CO2と災害時の避難拠点を両立させる取組

※継続事業のみ

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）

■補助対象　：民間事業者・団体等

■実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

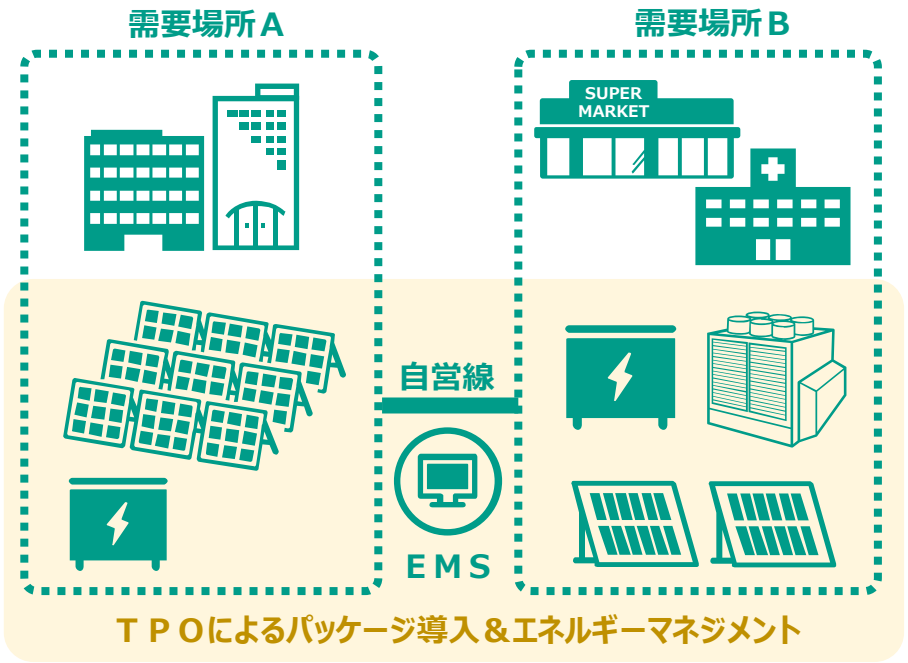

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341